

新旧対照表

新	旧
(定義) 第2条 (略) 2・3 (略) 4 この条例において「障害福祉サービス提供事業者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う者、同条第11項に規定する障害者支援施設を経営する事業を行う者、同条第19項に規定する一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者、同条第27項に規定する移動支援事業を行う者、同条第28項に規定する地域活動支援センターを経営する事業を行う者及び同条第29項に規定する福祉ホームを経営する事業を行う者並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業を行う者、同条第6項に規定する障害児相談支援事業を行う者及び同法第7条第1項に規定する障害児入所施設又は児童発達支援センターを経営する事業を行う者をいう。	(定義) 第2条 (略) 2・3 (略) 4 この条例において「障害福祉サービス提供事業者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う者、同条第11項に規定する障害者支援施設を経営する事業を行う者、同条第18項に規定する一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者、同条第26項に規定する移動支援事業を行う者、同条第27項に規定する地域活動支援センターを経営する事業を行う者及び同条第28項に規定する福祉ホームを経営する事業を行う者並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業を行う者、同条第7項に規定する障害児相談支援事業を行う者及び同法第7条第1項に規定する障害児入所施設又は児童発達支援センターを経営する事業を行う者をいう。